

農業委員会第15回総会議事録

1. 日 時 令和6年9月13日（金）午前10時00分～午前11時15分

2. 場 所 鈴鹿市役所 本館12階 1203会議室

3. 出席委員（14人）

会長	鈴木	秀	会長職務代理者	森田	昭則		
1番	前田	和幸	2番	間崎	孝至	3番	桐生 五郎
4番	渥美	利男	5番	打田	光橋	6番	浦川 広巳
7番	山中	進	8番	阪田	泰久	14番	上田 みね子
15番	豊田	栄美子	16番	大野	久美子	17番	小林 登志樹

4. 欠席委員（5人）

9番	市川	正之	10番	舘	宣一	12番	平子 伸
13番	稲田	利幹	19番	鈴木	啓之		

5. 事務局

農業委員会事務局	伊與田次長、坂総務GL、吉村、森
農林水産課	岡農政GL

6. 議事

第1	第1号議案	農地法第3条の規定による許可申請について（所有権）
	第2号議案	農地法第4条の規定による許可申請について
	第3号議案	農地法第5条の規定による許可申請について（所有権）
	第4号議案	農地法第5条の規定による許可申請について（貸借権）
	第5号議案	農用地利用集積計画について
	第6号議案	農用地利用集積計画訂正の承認について

報告事項第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について

報告事項第 2 号 使用貸借契約の解約について

報告事項第 3 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について（相続等
届出）

報告事項第 4 号 農地法第 4 条の規定による届出について

報告事項第 5 号 農地法第 5 条の規定による届出について（所有権）

報告事項第 6 号 農地法第 5 条の規定による届出について（貸借権）

報告事項第 7 号 農地の転用事実に関する照会について（法務局）

報告事項第 8 号 非農地証明願いについて

報告事項第 9 号 時効取得による移転について

報告事項第 10 号 取下願・取消願の承認について

報告事項第 11 号 農地法第 6 条第 1 項の規定に基づく農地所有適格法
人の定期報告について

7. 会議の概要

事務局

ただ今より、鈴鹿市農業委員会第 15 回総会を開会いたします。開会にあたりまし
て、鈴木会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長（挨拶）

事務局

鈴木会長、ありがとうございました。今後の議事進行につきましても、鈴木会長に
お願いいたします。

議長（会長）

それでは、お手元の事項書に従いまして、議事を進めてまいります。

まず、開会にあたりまして、本日の農業委員会第 15 回総会は、委員の過半数が出
席しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本総

会が成立しましたことを報告申し上げます。また、議事録署名者を議席番号第 14 番上田みね子委員、議席番号第 15 番豊田栄美子委員にお願い申し上げます。

それでは、議事第 1 第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請の所有権について、事務局より説明します。

事務局

第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請の所有権について説明いたします。

議案書 1 ページ、及び別表の農地法第 3 条の借受・譲受人の農業経営の状況をご覧ください。

まず、1 の 97 番は国府地区、申請地は八野町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は 343 m²です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。また、譲受人の農作業暦、労働力、通作距離、従事日数、保有農機具の状況は別表のとおりです。番号ごとに記載しておりますので都度ご参照ください。なお、新規営農者面接の対象者ですが、地区委員会において特に問題ないことを確認いただいております。また、農機具を所有しておりませんが、必要に応じて祖父から借用し、耕作することを確認しております。

続きまして、4 の 87 番は牧田地区及び河曲地区、申請地は弓削町地内、甲斐町地内、野辺町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は合計 4,784 m²です。取得後は水稻及び野菜を栽培するとの申請です。なお、借人が購入するため、譲渡人の耕作面積が「0 m²」となっております。

続きまして、5 の 93 番は石薬師地区、申請地は石薬師町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は 1,084 m²です。取得後は水稻及び野菜を栽培するとの申請です。なお、高齢者面接の対象者ですが、地区委員会において健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、5 の 95 番は石薬師地区、申請地は石薬師町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は合計 323 m²です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。なお、高齢者面接の対象者ですが、地区委員会において健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、9 の 89 番は河曲地区、申請地は木田町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は合計 821 m²です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、10 の 96 番は一ノ宮地区、申請地は高岡町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は 715 m²です。取得後は水稻及び野菜を栽培するとの申請です。なお、高齢者面接の対象者ですが、地区委員会において健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、10 の 99 番は一ノ宮地区、申請地は池田町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は 4.7 m²です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、10 の 101 番は一ノ宮地区、申請地は池田町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は 52 m²です。取得後は水稻及び野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、11 の 98 番は箕田地区、申請地は北堀江町地内、登記地目はいずれも雑種地、現況地目はいずれも田、面積は合計 325 m²です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。なお、新規営農者面接の対象者ですが、地区委員会において特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、15 の 84 番は栄地区、申請地は中瀬古町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は 314 m²です。取得後は野菜及び花きを栽培するとの申請です。

続きまして、20 の 100 番は椿地区、申請地は大久保町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は 1,396 m²です。取得後は花きを栽培するとの申請です。なお、住所地から申請地までの距離は 21km ですが、譲受人は鈴鹿市内の事業所に勤務しているため、営農に支障の無いものと思われます。

続きまして、22 の 92 番は鈴峰地区、申請地は長沢町地内、登記地目は田、現況地目は畑、面積は 823 m²です。取得後は茶を栽培するとの申請です。

続きまして、23 の 86 番は庄内地区、申請地は西庄内町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は合計 3,337 m²です。取得後は水稻、野菜、果物を栽培するとの申請です。なお、高齢者面接の対象者ですが、地区委員会において健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、23 の 94 番は庄内地区、申請地は西庄内町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は 906 m²です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。なお、新規営農者面接の対象者ですが、地区委員会において特に問題ないことを確認いただいております。

以上、申請件数は 14 件、いずれの案件につきましても、耕作放棄地はなく、農作業への従事要件、地域との調和要件など、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しくお願いいたします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 1 号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

山中委員

○-○○は野菜の栽培となっていますが、開発等ほかの目的ではありませんか。

事務局

申請書の内容は芋を栽培するとなっています。現地を確認し畑として使用できることを確認しています。

議長（会長）

他によろしいですか。別段無いようでございますので、第 1 号議案は全員賛成で承認いたします。

続きまして、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明いたします。

事務局

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。

議案書5ページ、及び別表4ページ目の位置図をご覧ください。

11の4番は箕田地区、申請地は中箕田二丁目地内、登記地目は田、現況地目は畑、面積は466㎡です。申請内容は、当該地を農家住宅用地とするものです。農地区分は、甲種農地と判断されます。甲種農地は、転用を原則として許可しない農地ですが、集落に接続して設置される住宅に該当するため、例外的に許可し得るものと考えます。

以上、申請件数は1件、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しく願いいたします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第2号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

小林委員

申請地は道路に面しているのですか。また、水道が通っているのですか。

事務局

道路に接していますので、水道、電気は通っていると思います。

議長（会長）

他によろしいですか。別段無いようでございますので、第2号議案は、全員賛成で承認いたします。

続きまして、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の所有権について、事務局より説明いたします。

事務局

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の所有権について説明いたします。

議案書6ページ、及び先ほどご覧いただいた位置図の続き5ページ目をご覧ください。

まず、1の79番は国府地区、申請地は国府町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は1,408㎡です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、518.98㎡です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、1の112番は国府地区、申請地は国府町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は801㎡です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、366.34㎡です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、1の114番は国府地区、申請地は住吉町地内、登記地目・現況地目と

も畑、面積は1,368 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、427.39 m²です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、1の115番は国府地区、申請地は平野町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は1,011 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、427.38 m²です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、1の120番は国府地区、申請地は国府町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は1,195 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、518.97 m²です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、1の123番は国府地区、申請地は平野町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は720 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、313.95 m²です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、5の121番は石薬師地区、申請地は上野町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は60 m²です。申請内容は、当該地を個人住宅用地の一部、進入路とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、6の35番は白子地区、申請地は白子町地内、登記地目・現況地目とも田、合計面積は853.37 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、380.86 m²です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、6の36番は白子地区、申請地は白子町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は857 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、422.03 m²です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、7の128番は稲生地区、申請地は野村町地内、登記地目・現況地目とも田、合計面積は823 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、383.70 m²です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、7の129番は稲生地区、申請地は野村町地内、登記地目・現況地目とも田、合計面積は1,199 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、413.10 m²です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、9の116番は河曲地区、申請地は国分町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は652 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、274.74 m²です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、10の118番は一ノ宮地区、申請地は北長太町地内、登記地目・現況地目とも田、合計面積は2,451 m²です。申請内容は、当該地を資材置場用地とするものです。受入は近隣で中古ドラム缶の販売を営んでおりますが、洗浄済みのドラム缶の保管場所を有していないため、取引先から運送事業法改正に伴う業務見直しのため、当社に業務の一部を移管したいとの申し出があったことから、自社所有駐車場の隣地

にある申請地を、今般新たに転用するものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。なお、本件は4月に承認いただいておりますが、申請地が追加されたため、取消後、再度審査をお願いするものです。また、こちらは1,000 m²を超える案件の為、9月10日に現地確認を実施しています。

続きまして、10の126番は一ノ宮地区、申請地は北長太町地内、登記地目・現況地目とも田、合計面積は685 m²です。申請内容は、当該地を駐車場用地とするものです。受入は道路対面で製造業を営んでおりますが、来年度に完成する新工場に新たに雇用する従業員駐車場及び来客用駐車場が不足することから、今般新たに転用するものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、12の119番は玉垣地区、申請地は柳町地内、登記地目・田、現況地目・畑、面積は499 m²です。申請内容は、当該地を分家住宅用地とするものです。農地区分は、甲種農地と判断されます。甲種農地は、転用を原則として許可しない農地ですが、集落に接続して設置される住宅に該当するため、例外的に許可し得るものと考えています。

続きまして、17の124番は合川地区、申請地は三宅町地内、登記地目・現況地目とも田、合計面積は1,512 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、452.46 m²です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、17の125番は合川地区、申請地は三宅町地内、登記地目・現況地目とも田、合計面積は1,352 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、452.46 m²です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、19の122番は久間田地区、申請地は下大久保町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は226 m²です。申請内容は、当該地を分家住宅用地とするものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。

続きまして、22の113番は鈴峰地区、申請地は伊船町地内、登記地目・田、現況地目・畑、面積は602 m²です。申請内容は、当該地を農家住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、22の117番は鈴峰地区、申請地は小岐須町地内、登記地目・現況地目とも田、合計面積は809 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、366.32 m²です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、申請件数は20件、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しくお願いいたします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第3号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、第3号議案は、全員賛成で承認いたします。

続きまして、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の貸借権について、事務局より説明いたします。

事務局

第4議案 農地法第5条の規定による許可申請の貸借権について説明致します。

議案書10ページ、及び別紙の位置図の続き25ページ目をご覧ください。

まず、5の33番は石薬師地区、申請地は上野町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は41㎡です。申請内容は、当該地を個人住宅用地の一部、進入路とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。なおこちらは、先に説明いたしました所有権の5-121番と合わせて行われるものになります。

続きまして、6の32番は白子地区、申請地は白子町地内、登記地目：田・現況地目：畑、合計面積は589㎡です。申請内容は、当該地を農家住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、16の35番は天名地区、申請地は御菌町地内、登記地目・現況地目とも田、合計面積は921㎡です。申請内容は、当該地を資材置場用地とするものです。受人は土木・建築業を営んでおりますが、近隣地域での工事が見込まれることから、新たに同地を転用するものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、22の34番は鈴峰地区、申請地は長沢町地内、登記地目・田、現況地・雑種地、面積は218.10㎡です。申請内容は、当該地を駐車場用地とするものです。受人は土木業を営んでおりますが、受注した近隣の現場への立地が良いことから、平成29年頃より、駐車場として利用していた旨の始末書が提出されておりますことから、これを追認するものです。農地区分は、第1種農地と判断されます。第1種農地は、転用を原則として許可しない農地ですが、既存敷地の拡張に該当する為、例外的に許可し得るものと考えております。

以上、申請件数は4件、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しくお願いいたします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第4号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、第4号議案は、全員賛成で承認いたします。

続きまして、第5号議案 農用地利用集積計画についてでございます。農用地利用集積計画（案）の13ページ38番は、〇〇委員に関連する案件となりますので、〇〇委員の退席を求めます。

（〇〇委員 退席）

それでは、議案について、事務局より説明いたします。

事務局

第5号議案 農用地利用集積計画について、A4横別冊の農用地利用集積計画書により説明します。計画書の13ページ目をお開きください。38番は、椿地区で4筆合計で2万円の金納です。

以上の内容は、従事日数など、令和5年4月1日改正による農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定に基づく改正前の同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。また、すべてで権利関係者が合意しており、かつ地区委員会でも審議いただき承認されております。なお、附則第5条には、施行後2年間は従前の例によることができる旨規定されていることを申し添えます。以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、この議案は全員賛成で承認いたします。

それでは、〇〇委員の着席を求めます。

（〇〇委員 着席）

それでは、残りの第5号議案について、事務局より説明いたします。

事務局

計画書1ページ目をお開き下さい。1ページ目は、国府地区です。1番は、使用貸借です。

2ページ目は、加佐登地区です。2番、3番は1,000円の金納です。

3ページ目は、石薬師地区です。4番から7番は使用貸借です。

4ページ目からは、白子地区です。8番は使用貸借です。9番、10番は米20kgの物納です。11番、12番は米30kgの物納です。5ページ、13番は米15kgの物納です。14番は米30kgの物納です。

6ページ目は、一ノ宮地区です。15番は米30kg相当の金納です。16番は1万円の金納です。

7ページ目は、箕田地区です。17番は米35kgの物納です。18番は米25kgの物納です。19番は米25kg相当の金納です。20番は米10kgの物納です。21番は米50kgの物

納です。22 番は米 30kg 相当の金納です。

8 ページ目は、若松地区です。23 番は米 25 kg の物納です。24、25 番は使用貸借です。26 番は米 35kg 及び 10kg の物納です。

9 ページ目は、栄地区です。27 番は米 30kg の物納です。28 番は米 30kg の物納です。）

10 ページ目は、合川地区です。29 番は米 30kg 相当の金納です。30 番、31 番は米 30kg の物納です。32 番は使用貸借です。

11 ページ目は、井田川地区で、33 番は使用貸借です。

12 ページ目は、久間田地区です。34 番、35 番は、1 万円の金納です。36 番は使用貸借です。

13 ページ目は、椿地区です。37 番は、1 万円の金納です。39 番は欠番でございます。

14 ページ目は、鈴峰地区です。40 番、41 番は使用貸借です。以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 5 号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

森田委員

3 ページ目、放牧地とありますが、何を放牧するのですか。

事務局

作物、放牧地となっていますが、実際は肉用牛を飼育する農地となっています。

議長（会長）

他によろしいですか。別段無いようでございますので、第 5 号議案は全員賛成で承認いたします。

続きまして、第 6 号議案農用地利用集積計画訂正の承認について、事務局より説明いたします。

事務局

第 6 号議案 農用地利用集積計画訂正の承認について、説明いたします。A4 横の第 6 号議案 農用地利用集積計画訂正の承認について を御覧ください。

令和 6 年 8 月の総会においてご承認いただきました、農用地利用集積計画につきまして、一部誤りがありました。深くお詫び申し上げます。本議案は、記載の農地について、農業経営基盤強化促進法に基づき、農地中間管理機構を介した利用権設定を行ったものを、誤りを訂正することにつきまして、ご審議いただくものです。訂正の必要が生じた理由といたしましては、契約の期間について、正しくは令和 6 年 8 月 14 日から 10 年間とすべきところ、誤って令和 6 年 8 月 12 日から 10 年間と設定したためでございます。つきましては、上段の表 契約期間の令和 6 年 8 月 12 日から令和 16 年 8 月 11 日」を、下段の表 契約期間の令和 6 年 8 月 14 日から令和 16 年 8 月 13

日に訂正することについて、お諮りいたします。

今後は、複数の担当者による確認体制を強化するなど、再発防止策を徹底して参りますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 6 号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、第 6 号議案は、全員賛成で承認といたします。

続きまして、報告事項に移らせていただきます。報告事項第 1 号から第 11 号につきまして一括して事務局より説明いたします。

事務局（議案書説明）

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました報告事項第 1 号から第 11 号の案件は、すべて書類内容等も完備しておりますので、報告といたします。

報告事項につきまして、ご質問等ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、報告事項を終了します。

以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。